



進路だより



京都府立与謝の海支援学校 進路指導部

5月上旬に高等部3年生の前期進路相談が終わりました。相談会では、本人と保護者等が連携機関に進路希望を伝えました。今後、福祉事業所や職場の受入状況に関する情報、利用申請の手続き等に関するアドバイスを受けながら進路実現を目指します。

今回の進路だよりでは、「高等部 福祉事業所の進路決定までの流れ」と卒業後、就労継続支援B型を利用するのに必要なサービス「就労移行支援」について紹介します。



「高等部 福祉事業所の進路決定までの流れ」について

1年生	2学期	進路学習で福祉事業所体験を実施
2年生	2学期	進路学習で福祉事業所体験を実施
	1月	進路希望調査書の提出 *希望調査書を基に、見学先の日時を調整します。
	3月	希望する福祉事業所見学(※1) *1事業所あたり40分程度(施設見学、事業所説明など) *保護者等に生徒の見学先まで同伴いただき、担任は現地で同行します。
3年生になるまでに、各家庭において進路相談に入っていただく支援センターを決定し、連絡していただきます。		
3年生	4月	進路希望調査書の提出
	5月 (上旬)	前期進路相談(本人、保護者等、担任、福祉課、支援センター) *これまでの進路相談の経過や希望する実習先を各関係機関で共有します。
	7月～ 10月頃	7月～夏季休業中～10月頃にかけて福祉事業所実習 *実習は5日間程度で計画します。 *実習中の送迎は保護者等で行っていただきます。 *就労継続支援B型を希望する場合は、実習中に就労移行支援(福祉サービス)を利用することになります。
	12月	後期進路相談(本人、保護者等、担任、福祉課、支援センター) *これまでの進路相談の経過や希望する福祉事業所、今後の手続きに必要な書類や流れについて説明があります。
	1月	手続きに必要な書類を福祉課、支援センターに提出 *4月以降に障害福祉サービスを利用するために「障害者支援区分認定調査」が行われます。

(※1) …福祉事業所見学は、希望があればいつでも調整いたします。ご相談ください。

「就労移行支援」について

どうして「就労移行支援」を利用しなければならないの？

就労経験がない者（ここでは本校生徒）が、B型事業を利用する場合は、就労移行支援事業所等による「就労アセスメント」を実施することが必須とされています。

「就労アセスメント」ってなに？

「就労アセスメント」とは、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を、作業場面（本校の取組でいう夏の実習）における観察によって把握することです。

アセスメントの結果によってB型が利用できないことはあるの？

「就労アセスメント」は就労継続支援B型の「可否」を判定するためのものではありません。サービス等利用計画の作成や本校では進路を考えるときの参考資料として使います。

アセスメントの結果を知ることはできるの？

本校では、後期進路相談(12月頃)で、就労移行支援事業所にも参加していただき、アセスメント結果を返していただいています。